

大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

平成 26 年 9 月 16 日

．全般的な事項

1．総括的な事項

- (1) 調査、予測及び評価結果の取りまとめ
第 9 章「調査方法」、第 10 章「調査結果の概要及び予測評価結果」に分割して記載されている内容を見直し、環境影響評価項目毎に調査、予測及び評価の結果を取りまとめ、分かりやすい評価書を作成すること。
- (2) 準備書に係る説明会や山梨県等に提出した資料の取扱い
 - 1) 準備書手続期間中に準備書説明会、山梨県環境影響評価等技術審議会（以下「技術審議会」という。）及び山梨県に提出した資料については、個人情報及び法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものを除き、評価書の資料編に追加すること。
 - 2) 審議会及び県からの質問等に対する見解については、該当する評価項目毎に取りまとめて評価書に反映すること。
- (3) 類似事例及び出典の取扱い
事例の引用を行う場合には、当該事例を引用する妥当性について、対象事業との類似性等を示すなどにより説明すること。併せて、類似事例として用いた施設の名称についても明らかにし評価書に記載すること。
また、検討に用いた文献、参考資料等については、出典や引用部分を明らかにし評価書に記載すること。
- (4) 環境影響の取りまとめ
対象事業の工事中及び供用後の環境影響の取りまとめ（評価）については、現況からの変化の程度を具体的、かつ、分かりやすい記載とすること。
- (5) 環境保全措置の検討
 - 1) 環境保全措置の基本的な考え方
供用後の施設からの騒音等、予測結果が環境基準等を下回っている場合であっても、現在の環境の状況を保持する観点から、事業がより環境に配慮したものとなるよう検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
 - 2) 環境保全に関する配慮方針の反映
環境保全措置の検討は、方法書の環境影響評価項目毎に記載した「環境保全に関する配慮方針」を考慮して取りまとめ評価書に記載すること。
 - 3) 環境保全措置の横断的な効果の整理及び検討
実施するとした環境保全措置については、複数の環境影響評価項目に対し効果が期待できる場合があることから、保全措置毎に期待される効果を整理して取りまとめ、評価書に記載すること。
 - 4) 環境保全措置の位置付け（P.10-11-31、10-12-49、10-13-16、10-14-18）
環境保全措置として、「回避」と位置づけた措置については、本県環境影響評価等技術指針の定義に沿って「回避」又は「最小化（低減）」の分類を再検討し、評価書に記載すること。
- (6) 関連施設の設置事業者（送電事業者）への要請

- 1) 対象事業に係る送電線等の関連施設の設置に際しては、本手続において得られた知見を関連施設の設置事業者に対して積極的に情報提供し、関連施設がより環境に配慮したものとなるよう要請する旨評価書に記載すること。
 - 2) 特に、猛禽類等の保全については、関連施設の設置事業者に対し、連携した環境保全措置等の実施を要請する旨評価書に記載すること。(詳細は 個別的事項 8 . 動物 に記載)
- (7) 事後調査計画の策定 (P.12-1)
- 1) 事後調査の項目及び手法の選定にあたっては、山梨県環境影響評価等技術指針に基づき、次の事項を明らかにし評価書に記載すること。
事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針
 - 2) 中間報告書及び完了報告書の作成時期に関する基本的な考え方について、次の事項を考慮して検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
工事期間が約 1.5 年 (P.1-23) であること。
完了報告書の報告時期については、計画地北側の植栽や計画地南側の緑地緩衝帯等環境保全措置の効果が確認できる期間を確保したうえで設定すること。
 - 3) 事後調査の調査地点については、環境影響評価のために設定した調査地点、予測地点(本意見により追加したものを含む)と整合するよう設定すること。なお、工事中等を含め地域住民等から要望等がある場合は、調査地点を追加するなど柔軟に対応すること。
- (8) 対象事業の引き継ぎ
- 対象事業を他者に引き継ぐ場合、環境影響評価の結果及び環境保全措置の内容が確実に引き継がれるよう、引き継ぎに係る書類等に明記する旨を評価書に記載すること。
- (9) 環境影響評価制度の適切な運用と積極的な情報の提供
- 1) 環境影響評価の結果の反映
本手続を通じて得られた住民や自治体等の意見を踏まえ、事業がより環境に配慮したものとなるように、施設計画や環境保全措置を検討し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
 - 2) 積極的な情報提供の実施
工事中及び供用後に実施する環境保全措置の実施状況、事後調査並びに環境モニタリングの結果、更に地域住民等からの申入れに係る対応状況等については、地域住民等に対し積極的に情報提供する旨評価書に記載すること。
なお、情報提供の実施状況については、中間報告書及び完了報告書に記載すること。
 - 3) 工事中及び供用後の問題対応
対象事業の実施に伴い、地域住民等からの申入れ等に早期に解決するための対応窓口を設置する旨評価書に記載すること。

2 . 事業計画に関する事項

- (1) 事業計画に関する複数案の検討 (P.1-8)
- 1) 準備書手続において施設の規模、配置等の内容が確定していない部分については、事業がより環境に配慮したものとなるよう実現可能な複数案により検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

- 2)立案した複数案については、各案の特徴(環境面における特徴を含む)を一覧表、図表等を用いて整理し、評価書に分かりやすく記載すること。
- 3)煙突の高さについては複数案を用いて、大気汚染、日照障害、風景・景観の環境影響評価項目毎に当該地域における影響の程度の違いを比較し、その結果を分かりやすく評価書に記載すること。

(2) 造成計画の詳細な記載 (P.1-8)

- 1) 対象事業の造成計画については、図 1-4-3,4 (P.1-12, 13) の横断図及び縦断図の断面位置及び縮尺、盛土・切土の土量の計算の結果など詳細な資料を追加すること。
- 2) 現況及び改変後の土地利用の変化を整理した表を作成すること。なお、作成に当たっては、地目と現況が異なっている場合があることを考慮すること。

(3) ボイラーの構造及び設置場所 (P.1-8)

事業に用いるボイラーの基本的な構造及び設置場所を次の事項を明らかにし評価書に記載すること。

- 1) 構造(流動床式)及び特徴
- 2) NOxの発生抑制のための機構
例: 2段階燃焼、低NOxバーナーの使用等
- 3) 燃焼温度及び排気ガスの滞留時間

(4) 関連する規制基準等の記載

評価書の取りまとめ段階において想定するボイラーの規模、構造により適用される大気汚染防止法に定める排出基準等を整理し、評価書に記載すること。

(5) 燃料チップの運搬方法等に係る検討 (P.1-8)

燃料チップの運搬経路、運搬時間帯の設定(以下「運搬方法等」という。)及び地域住民等への周知方法については、次の事項を考慮して検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

1) 基本的な考え方

使用する道路周辺における学校や保育園等の環境影響を受けやすい施設の分布状況を考慮すること。

使用する道路の混雑状況等を考慮すること。

通勤・通学や地域の状況を考慮すること。

2) 沿線住民等との合意形成と運搬経路等の周知

運搬経路等については、住民及び環境影響を受けやすい施設の管理者等(以下「沿線住民等」という。)に環境配慮の内容と共に説明し、地元との合意を踏まえて設定すること。

運搬経路等については、地元説明会の場やホームページ等により沿線住民等に周知すること。

(参考: 運搬経路に係る検討結果の取りまとめの例)

想定される運搬ルート	配慮が必要な施設	配慮すべき時間帯
大月 IC ~ R20 下り	...	通勤・通学時間帯 XX時XX分 ~XX時XX分 等
勝沼 IC ~ R20 上り	...	
都留 IC ~ 県道 712 号(大幡初狩線) ~ R20 下り	...	

R20 上り又は下り	...	
------------	-----	--

- (6) 搬入業者に対する環境保全措置の徹底
搬入業者に対し、車両の待機場所、運搬経路、運搬時間帯、配慮すべき事項、計画地周辺の動物への配慮等についての説明会を定期的を開催し周知する旨評価書に記載すること。
- (7) 事業計画の変更
事業計画の進捗に伴い事業内容を変更する場合にあっては、条例で定める対象事業の変更の届出を行うこと。
事業計画の変更に当たっては、変更に伴う環境影響の変化の程度をあらかじめ確認すること。

3. 水利用計画

- (1) 水利用計画（詳細な揚水計画）の策定（P.1-15）
供用後には地下水及び河川水を 72m³/日利用し、また、排水は最大 24 m³/日の量がA沢に放流されることから、本事業における、定量的な水利用（取水、利用、排水）の計画（以下「水利用計画」という。）を次の事項を考慮して策定し、評価書に記載すること。なお、資料についてはフロー図等を用いて分かりやすく評価書に記載すること。
 - 1) 取水計画
取水地点毎の取水量、取水方法や貯水槽の容量等を明らかにすること。
 - 2) 利用計画
施設内の水利用は、用水の種類毎（水道水、井戸水、河川水等）に定量的に記載すること。
主要施設毎（ボイラー、発電施設、灰処理施設、燃料保管施設、事務所等）の給排水量を明らかにすること。
 - 3) 排水計画
排水処理方法（処理前の水質及び処理後の目標水質）、温度管理方法（目標温度）、放流方法及び放流地点等を明らかにすること。なお、季節変動がある場合には、その旨を記載すること。
 - 4) 供用中の雨水処理について
雨水排水は、計画地内の側溝を經由し笹子川に放流することとしているが、放流地点を明らかにすること。

4. 燃料の取扱いに係る事項（燃料チップの管理）(P.1-20)

- (1) 生木屑チップの発生源毎の割合（P.1-20）
生木屑チップの原料として想定している街路樹、果樹の剪定枝及び間伐材等の構成割合を明らかにし評価書に記載すること。併せて、ヤシ殻燃料（以下「PKS」という。）の使用（混合比、熱量等）に係る基本的な考え方を明らかにし評価書に記載すること。
- (2) 燃料調達
 - 1) 違法伐採や過度な森林伐採等を招くことがないよう、合法性の確保及び森林資源の持続可能性に配慮し、由来の明らかな生木屑チップの調達を徹底する旨評価書に記載すること。
 - 2) 森林資源の有効活用には、木材のカスケード利用が重要であることに配慮して

燃料の調達を行う旨評価書に記載すること。

(3) 燃料の受け入れ基準等の明確化 (P.1-21)

表 1-4-3(1)の生木屑チップの受け入れ基準 (受け入れ方針) に次の項目の追加を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

- 1) 燃料チップの由来 (建築廃材等が混入していないことの確認)
- 2) 臭気
- 3) 劣化状況 (腐敗等の有無、又は程度)
- 4) 放射線量

(4) 燃料の保管

生木屑チップの保管方法については、準備書では保管庫形式とし、説明会等ではサイロ形式とする旨説明していることから、保管方法に係る予測及び環境保全措置の検討は、次の点が明らかになるよう複数案により行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

なお、生木屑チップに合わせて使用する PKS 等についても保管場所、保管容量及び保管期間等を明らかし評価書に記載すること。

- 1) 保管方式毎の施設配置、構造等、保管容量及び保管期間 (図表を用いて明示すること。)
- 2) 受入れピットから保管施設 (保管庫又はサイロ) への運搬方法
- 3) 保管形式毎の環境保全措置の検討結果

・個別的な事項

1．大気汚染

(1) 調査結果の取りまとめ (P.10-1-2)

大気質の「(1)調査結果、1)既存資料調査、その他の予測・評価に必要な事項」の記載において「固定発生源となる施設は存在しない。」としているが、計画地周辺には骨材乾燥炉が設置されていることから、固定発生源の存在に関する記載を修正し、予測条件として考慮する必要があるかどうかについて検討し見解を評価書に示すこと。

(2) 測定機器等の記載

大気測定に使用した測定機器について資料編に記載すること。

(3) 大気汚染物質が高濃度となる気象条件の分かりやすい説明 (P.10-1-53)

計画地周辺において大気汚染物質の濃度が高濃度となりやすい条件については、短期高濃度予測の対象とした気象条件毎に大気の拡散の様子(特徴)を分かりやすく説明した上で次の点を考慮して具体的に取りまとめ、評価書に記載すること。

- 1) 大気汚染物質の拡散の仕方の違い
- 2) 予測した気象条件となりやすい季節等
- 3) 発生した場合の予測値(現況からの変化)

(4) 短期高濃度予測結果の見直し

逆転層発生時の予測は、無風時を考慮した予測を行い評価書に記載すること。

(5) 微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る環境影響の把握 (P.10-1-56)

1) 調査・予測手法の再検討

供用後のPM_{2.5}に係る、調査・予測方法の見直しを行い環境影響の程度の把握(予測)を再実施し、評価書に記載すること。

2) 大気環境の類似性の検討

大月の大気測定局(以下、「大月局」という)と対象事業実施区域の大気環境の類似性の検討については、両地点の浮遊粒子状物質等の測定結果を比較すること等により行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

2．騒音

(1) 環境保全措置の検討 (P.8-3-8)

工事中及び供用後に使用する建設機械は、超低騒音型建設機械など、より低騒音型の機種を採用に努める旨評価書に記載すること。

(2) 周波数特性を考慮した防音対策の検討 (P.8-3-25)

ボイラー、発電施設、復水器等については、施設毎に発生する周波数特性が異なることが想定されるため、類似事例や製造元等の協力を得る中で、周波数特性を考慮した防音材を選定するなど、施設毎の防音対策を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。なお、検討は、季節や時間帯による周辺地域の騒音の状況(変動)についても考慮すること。

3．空気振動(低周波音)

(1) 環境保全措置の検討 (P.8-4-6)

環境保全措置の検討については、G特性による評価に加え、「低周波音測定に関するマニュアル」(平成12年環境庁大気保全局)に示される周波数ごとの閾値を考慮して

行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。併せて、供用後の事後調査により施設からの低周波音発生状況について、G 特性の音圧レベルと周波数特性を確認し、必要な対策を講じる旨評価書に記載すること。

4 . 水質、水象、動物、水生生物共通

(1) A 沢への影響の検討

供用に伴う取水及び排水による A 沢への環境影響の程度の把握は、次の点を考慮して行い、評価書に記載すること。

- 1) 影響の検討は、豊水期、渇水期及びその中間期毎に実施すること。
- 2) 取水・排水の地点及び方法（間欠式、定量式）の検討は複数案の比較により行うこと。なお、取水地点については、笹子川からの取水を含めより広い選択肢の中から検討を行うこと。
- 3) 貯水槽、排水調整槽の容量を明らかにすること。
- 4) 排水温度の設定に係る検討過程、温度管理方法等を明らかにすること。
- 5) 取水・排水による水生生物の生物量及び構成種の変化、鳥類の利用への影響を考慮すること。
- 6) 検討結果は、模式図やレイアウト図を用いて分かりやすく取りまとめること。

(2) A 沢への環境保全措置の検討に係る留意事項

- 1) 取水・排水による A 沢の流量及び水質・水温の変化を低減すること。
- 2) 供用に伴い水の流れが分断された状況（水切れ）を発生させないこと。
- 3) 環境保全措置の検討は、複数案毎に行うこと。

(3) 事後調査の実施

取排水地点から笹子川の合流地点については、水質、水量、水温及び水生生物の構成等の変化を事後調査及び継続的なモニタリングにより把握する旨評価書に記載すること。

5 . 水質

(1) 環境保全措置の検討（工事中の濁水対策）(P.8-6-19)

工事中の降雨に伴う濁水への対策については、下流で確認された水生生物の生息場所等における環境影響を低減するため、次のことについて検討する旨評価書に記載すること。

- 1) 濁水中の粒子の沈降時間、濁水の滞留時間を考慮した仮設沈砂池の構造の検討(表面積、滞留時間を明確にすること。)
- 2) 放流水質のモニタリングの実施、記録の作成及び保管
- 3) 下流域における土砂等の堆積状況の把握と清掃等の実施

(2) 環境保全措置の検討（供用時における地域特性を考慮した検討）(P.8-6-11)

対象事業の供用に伴う排水の影響については、次の点を考慮して予測及び評価を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

- 1) A 沢及び合流する笹子川に放流する排水には、リンおよび窒素の排水基準が適用されること（水質汚濁防止法で定める特定施設からの排水に限る。)
- 2) 笹子川は A 類型に指定されている河川であること。
- 3) 放流水質の設定に当たっては、水質汚濁防止法等で定める日平均値についても考慮すること。

6. 水象

(1) 発電所の稼働に伴う地下水への影響（井戸からの取水）(P.10-7-15)

井戸からの取水においては、伏流水も含め、どの地層の水を取水しているかについても考慮する中で、水質等を用いて井戸水の起源を特定するよう努め、地盤沈下等関連する環境影響評価の項目の予測に反映すること。

(2) 水利用に係るモニタリングの実施

井戸に対する影響は、定期的かつ継続的なモニタリングにより把握するとともに、大幅な減水や水質の変化を確認した場合の対応（方針）を明らかにし評価書に記載すること。

7. 土壌汚染（非選定項目）

(1) 焼却灰の保管施設

焼却灰の保管施設の構造及び管理方法を具体的に記載し、特に、焼却灰の飛散防止対策、換気方法、水分調整、搬出方法については図表等を用いて分かりやすい資料にとりまとめ、評価書に記載すること。

(2) 焼却灰の飛散・流出に対する検討

供用により発生する焼却灰の保管及び搬出に伴い、施設内及びその周辺への飛散・流出に対する環境保全措置（周囲の清掃等を含む）を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

(3) 事後調査の対象への追加

環境保全措置の効果を確認するため計画地内及び周辺地域を対象としたモニタリング調査を実施するとともに、結果については公表する旨評価書に記載すること。

8. 植物、動物、景観、人と自然との触れあい活動の場共通

(1) 建物の外周の緑化による環境保全措置の検討

1) 主に計画地北側の外周については、動植物及び景観の双方への影響の低減が図られるよう、次に掲げる事項を考慮し、具体的な植栽計画（方針）を評価書に記載すること。

(ア) 植物

ア) 計画地周辺の植生を考慮した樹種を選定すること。

イ) 植栽を行う場所（以下「植栽帯」という。）は、植栽する樹木の成長に必要な形状及び面積を確保すること。

(イ) 動物

ア) 事業により出現するボイラー棟、タービン棟等の大型施設の存在が、計画地周辺に生息する猛禽類を始めとする鳥類に及ぼす影響については、植栽する樹種に高木を選定する等により低減を図ること。

(ウ) 景観・風景、人と自然とのふれあい活動の場

ア) 緑化による建物の量感を低減する効果が早期に得られるよう、成長速度、日照条件等を考慮して植栽する種や植栽方法（つる植物の導入や壁面緑化等）を検討すること。

2) 植物を使用した環境保全措置を実施する場合にあっては、事後調査により進捗状況を確認する旨評価書に記載すること。

9 . 動物

- (1) 計画地周辺の猛禽類への影響の把握 (非公開資料)
 - 1) 対象事業の存在及び供用 (白煙の発生を含む) による猛禽類の行動圏の変化を予測するとともに、事後調査により把握する旨評価書に記載すること。
 - 2) 関連施設の設置事業者への配慮の要請 (全般的事項の関連)
対象事業に係る送電線路の設定にあたり、送電線路が猛禽類の 95% 利用域を通過する可能性を考慮したものとなるよう、関連施設の設置事業者に対し観測結果等を情報提供し、影響の低減に努めるよう要請する旨評価書に記載すること。
- (2) 環境保全措置 (計画地周辺の動物の生息に配慮した照明設備の検討) (P.10-12-49)
計画地内に設置する照明は、当該施設が 24 時間操業することを考慮し、夜間の動物の行動、昆虫類の走光性等への影響を考慮した器具の採用や光漏れを低減する旨評価書に記載すること。なお、照明器具の選定は温室効果ガスの削減の観点からも検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。

10 . 水生生物

- (1) カワモズクに係る環境影響の整理 (P.10-13-1)
 - 1) 調査結果の取りまとめ
準備書において植物に分類されているカワモズクについては、水生生物に再分類し予測結果及び環境保全措置の内容を整理し、評価書に記載すること。
 - 2) 環境影響の把握及び環境保全措置の検討
計画地下流側で生育が確認されたカワモズクに対する造成工事に伴う濁水による環境影響については、予測、環境保全措置の検討及び評価結果 (P.10-11-30 ~ 32) を再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- (2) 工事中のモニタリングの実施
河川に濁水が流入することによる影響については、カワモズクの生息地を含む下流において、定期的に見回りを実施して把握するとともに、土砂の堆積を確認した場合には、清掃等を実施する旨評価書に記載すること。

11 . 生態系

- (1) 計画地南側に整備される緑地緩衝帯の検討 (P.10-12-49、10-14-18)
 - 1) 緑地緩衝帯の整備に係る基本的な考え方を次により明確にし、評価書に記載すること。
対象とする種及び当該種の生息及び生育に必要な機能
整備のイメージ図、植生 (植栽) の構造
表 10-12-21 緑地緩衝帯の植生毎の面積の再検討
 - 2) 計画地南側に整備される緑地緩衝帯は、新たに出現する造成法面等を有効に活用する等により東西方向の連続性を確保する旨評価書に記載すること。
 - 3) 中・大型哺乳類の通過を想定した緑地緩衝帯の幅、樹種等についても検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。
- (2) 既存人工構造物周辺の取扱い
計画地南東の既存の人工構造物周辺は、改変により周囲環境が乾燥し植生が変化することが想定される。当該部分に係る動物の移動経路としての機能の維持について再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

12. 景観

(1) 予測結果の取りまとめ (P.10-15-12)

予測結果の表 10-15-4 中の事業における景観の変化の度合いについては、最新の事業計画に沿った施設の構造（形状、色彩等）及び配置計画を複数案に設定し、詳細なフォトモンタージュを作成したうえで、対象事業の実施による地域景観の変化を視距離、水平見込み角、仰角・俯角、スカイラインの分断、及び景観の連続性等に着目し、分かりやすく評価書に記載すること。

(2) 予測（白煙の発生に対する検討）(P.10-15-11)

1) 計画地周辺における白煙の発生しやすい気象条件（季節や白煙の方向）及び頻度について観測結果を基に整理し、評価書に記載すること。

2) 白煙が発生している場合の計画地周辺の景観の変化について、代表地点のフォトモンタージュを作成し予測結果に反映すること。

(3) 環境保全措置の検討

1) 大型施設や煙突など植栽による効果が見込めないものについては、背景の山林と馴染むような建物の形状（壁面の凹凸も含む）や色彩の検討により、視覚的な量感を低減する方法を検討すること。

2) 計画地北側の新たに出現する造成法面については、高さが3～5mと推察されることから、修景効果が期待できる法面表面の加工や緑化など、影響を低減する方法を検討すること。

13. 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 予測地点の利用状況等に関する記載の充実 (P.10-16-1)

予測地点（3地点）の位置及び利用状況を図表等に整理し、予測結果に反映させること。

14. 廃棄物・発生土

(1) 環境保全措置（焼却灰の再利用）(P.10-17-5)

焼却灰の再利用方法については、慎重な検討が必要であり、焼却灰の再生品が用途に合った性状や品質（含有試験、溶出試験の目標値等）が確保され、それらの取引において経済的合理性があるか等について、実施事例等を基に説明すること。特に、埋め戻し材等のように埋設することが前提となっている製品については土壌汚染対策法で定める含有基準、溶出基準に適合させること。

(2) 焼却灰のモニタリングと処分状況の公表

焼却灰の再生利用及び最終処分場への運搬量については、現段階において明確になっていないこと、また、焼却灰の成分等については燃料チップの成分等により変動することが想定されることから、継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果及び処分状況については随時情報提供する旨評価書に記載すること。なお、公表資料については中間報告書及び完了報告書において報告する旨評価書に記載すること。

(3) 予測（焼却灰及び汚泥の発生量の算出根拠の明示）(P.10-17-5)

施設の供用に伴い発生する焼却灰や汚泥の発生量について、その算出根拠を明らかにし評価書に記載すること。

15 . 大気汚染物質

(1) 塩化水素に係る予測 (P.10-18-1)

施設の供用に伴い発生が想定されている有害物質(表 10-1-24、P.10-1-47)のうち、塩化水素の検討が行われていないことから、改めて予測を行い環境への影響の程度を明らかにし評価書に記載すること。

なお、予測を実施しない場合にあってはその理由を評価書に記載すること。

16 . その他

(1) 放射性物質への対応

燃料チップ及び焼却灰に含まれる放射性物質の確認及び対応については次の点が明らかになるように整理し、評価書に記載すること。

- 1) 燃料チップの受け入れ基準、焼却灰の排出基準、確認方法及び頻度
- 2) 基準の超過を確認した場合の措置
- 3) 燃料チップ及び焼却灰の検査結果等の地域住民等への情報提供